

XI 専門職大学等の設置

平成30年12月21日
大学設置等に関する事務担当者説明会

専門職大学等の設置について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省高等教育局専門教育課

説明項目

1. 「大学」を設置すること	3
2. 専門職大学等の制度化の趣旨・背景	18
3. 専門職大学等の制度設計のポイント	28
4. その他	40
5. むすび	46

<おことわり>

- ・ 本日の説明会は、主として、専門職大学等(専門職大学、専門職短期大学、専門職学科)の設置をご検討中の方を念頭に説明を行います。
- ・ 限られた時間内で簡潔に説明する都合上、4年制の専門職大学に記述を絞って資料を作成した箇所があります。

1. 「大学」を設置するということ

「大学」とは

学校教育法（抄）

（設置基準）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する**設置基準に従い**、これを設置しなければならない。

（目的）

第83条 **大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる**ことを目的とする。

② 大学は、その**目的を実現するための教育研究**を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

設置認可の基準

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準

1 学校教育法、設置基準その他の法令に適合すること

2 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること

3 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等 社会の要請を十分に踏まえたものであること

(注)

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）では、上記のほか、

- ① 既設の学部・学科の平均入学定員超過率に関する要件
 - ② 歯科医師、獣医師、船舶職員、医師の養成に係る規定
- が定められているが、本日の説明は省略する。

「設置基準に適合すること」についての誤解①

1 教育課程に関する誤解

× 最低卒業要件単位数である124単位以上の授業科目を開設しさえすれば基準はクリアする。



○ 大学は、必要な授業科目を自ら開設し、**体系的に教育課程を編成**する（大学設置基準第19条）

＜大学の場合＞（大学設置基準第19条第2項）

専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮

＜専門職大学の場合＞（専門職大学設置基準第10条第2項）

専門の学芸を教授し、実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう配慮

【**体系的に教育課程を編成とは？**】

我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも**学生の視点に立った学修の系統性や順次性等が配慮されていない**、あるいは、**学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確**である、などの課題が指摘されている。学士力答申では、**学修成果や教育研究上の目的を明確にした上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成**することを各大学に求めている。

「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（審議まとめ）平成24年3月26日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会

ここでの説明項目

～養成する人材像を明確にした上で体系的に教育課程を編成～

- 「養成する人材像」は明確ですか？
- デイプロマ・ポリシーの作成
- カリキュラム・ポリシーの作成
- 教育課程の編成
- アドミッション・ポリシーの作成

<おことわり>

・ここでの説明は、一般の大学と専門職大学等の双方に通じた説明をいたしました。一部資料において、専門職大学等に特化して記載した箇所があります。

「養成する人材像」は明確ですか？

「実践的な職業教育」を行う専門職大学等として、「どのような人材を養成するのか」が、きわめて重要。

○ 当該専門職の分野における社会の変化を踏まえ、今後どのような能力を修得した人材が求められるのか

○ 卒業後の送り出し先となる産業界（当該専門職）の人材ニーズを、量と質の両面から把握する。

…産業界（当該専門職）の**将来変化を見据えて、どのような能力を、いま、身につけておくべきか**

→「**展開科目**」を通じてどのような**創造力・応用力**を育成するか。

【留意点】

- ・ 養成する人材像が複数となる（幅を持つ）場合には、それに対応した授業科目が開講され、履修モデルも複数設定されるものと考えられる。
- ・ その「養成する人材像」を、専門職大学等で養成する必要性を明確に整理する

（既存の大学・短大、専門学校との違いを明確にする）

三つのポリシー

【参照】卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（H28.3中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

ディプロマ・ポリシー （DP:学位授与の方針）

各大学，学部・学科等の教育理念に基づき，どのような力に身に付けた者に卒業を認定し，学位を授与するのかを定める基本的な方針であり，学生の学修成果の目標ともなるもの。

カリキュラム・ポリシー （CP:教育課程の編成及び実施の方針）

DP達成のために，どのような教育課程を編成し，どのような教育内容・方法を実施し，学修成果をどのように評価するかを定める基本的な方針。

アドミッション・ポリシー （AP:学生受入れの方針）

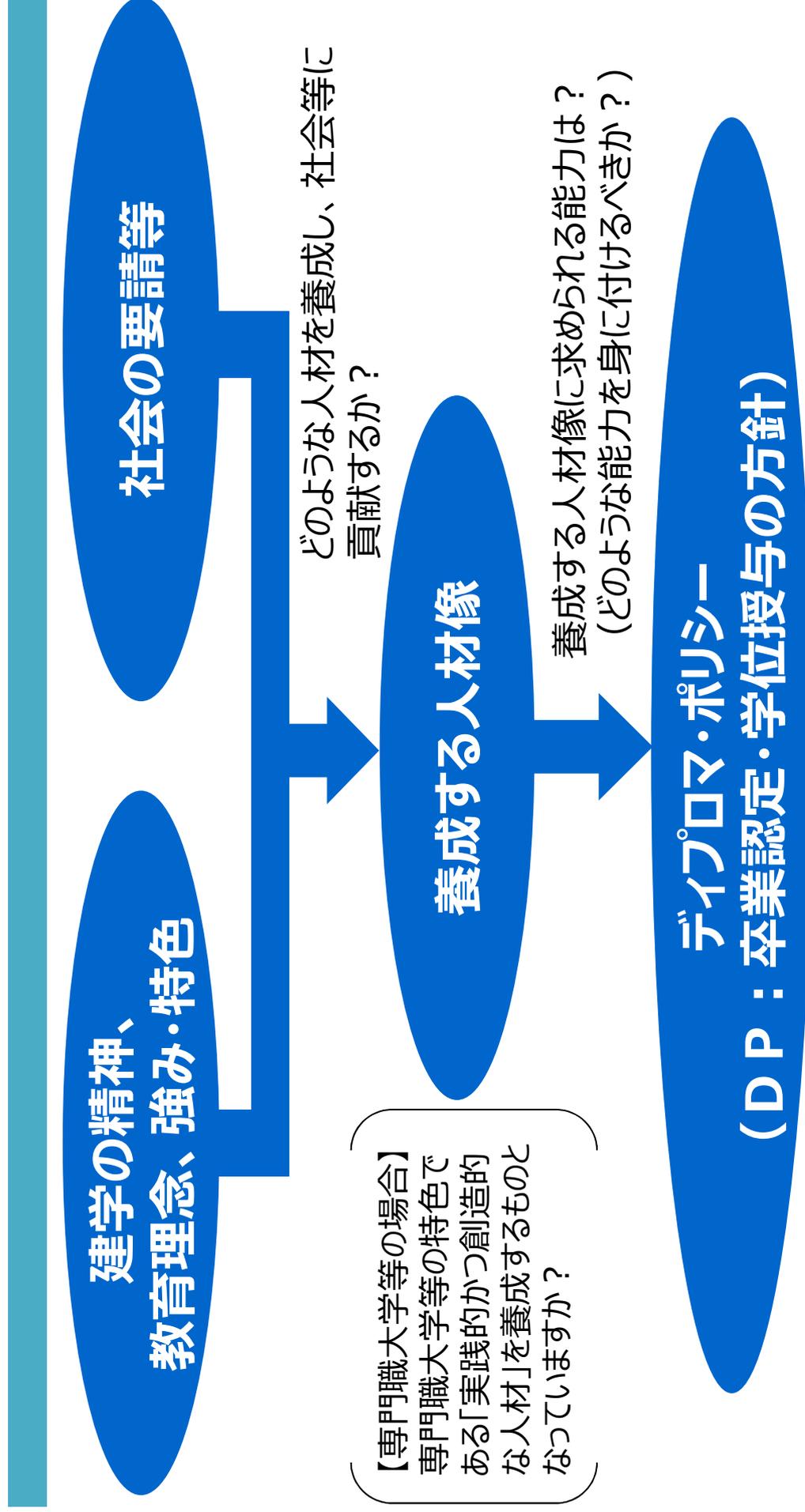
教育理念，DP，CPに基づく教育内容等を踏まえ，どのように入学を受け入れるかを定める基本的な方針であり，受け入れる学生に求める学習成果（「※学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

※学力の3要素

- ①知識・技能
- ②思考力・判断力・表現力等の能力
- ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

「設置の趣旨・必要性」「養成する人材像」「三つのポリシー」は一貫していますか？ 9

ディプロマ・ポリシーの作成



- ※DPは「養成する人材像」と整合性がとれていますか？
- ※学位の社会的・国際的な通用性を担保できる水準ですか？
- ※大学の個性・特色が具体的に反映されていますか？

カリキュラム・ポリシーの作成

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程等を示すものであり、その一体性・整合性が強く求められる。

ディプロマ・ポリシー

- 学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化する。
- 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示す。
- 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定する。



カリキュラム・ポリシー

- 教育課程全体の理念について説明した上で、ディプロマ・ポリシー達成のための
・教育課程編成
・当該教育課程における学修方法・学修過程
・学修成果の評価の在り方等を具体的に示す。
- **専門職大学等の場合は、展開科目でどのような社会ニーズに対応するためにどのような能力をどのようないかな科目で育成するのか等の考え方を**含めて説明

参考

【履修系統図】

学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図、カリキュラムマップ、カリキュラムチャート等。

出典：新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成24年8月28日 中央教育審議会答申）

【ナンバリング】

授業科目に適切な番号を付し分類することで、**学修の段階や順序等を表し**、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。

対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。

また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

出典：新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成24年8月28日 中央教育審議会答申）

教育課程の編成

1 履修の順序は考えられているか

- 理論と実践、学内実習と学外実習の履修の順序は適当か。
悪例…学内での講義科目や実習もそこに、1年後期に学外実習を設定

2 単位制度の実質化

- 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準（予習・復習を含む）
- 1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定める努力義務
→必修科目を多数設定し、卒業要件の単位数が過度に多くなっていないか。

3 無理のない学事暦・時間割が組めているか

- 定期試験、入学試験、入学試験、夏季や年末年始の休校などの期間を確保した上で、年間の学事暦(カレンダー)を作成する。
- 選択科目や自由科目の履修が事実上無理な時間割となっていないか、
夜間課程を持つ場合に教員や教室の稼働に無理はないか、
2校地以上にまたがる場合に教員や学生の移動時間の確保が図られているか、
などの観点から、現実的な時間割とする。

シラバスの作成

シラバスは、教育の質を確保するための重要なツール

【シラバスとは】(H20.12中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」より)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習などについての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学習などを進めるための基本となるもの。

＜シラバス作成の留意事項の例＞ ※複数の大学の「シラバス作成の手引」を参考に抽出したものと

【授業の到達目標】

・ 学生を主語とする。

×：（教員が）・・・を説明する。 ○：（学生が）・・・について、説明できるようにする。

【授業計画】

・ 各回の授業内容を記載する。 ×：複数回をまとめて記載

【成績評価】

・ 評価の指標および配分（例：期末試験●%、小テスト●%、レポート●%、作品●%）を明記。

・ 出席するのみで加点する評価は避ける（授業に出席するのは当然）。

【準備学習についての指示】

・ 1単位の修得に必要な学修時間は45時間（講義の場合、授業15時間に対し予習・復習30時間）となっていることを考慮し、予習・復習として何を望んでいるかを具体的に指示する。

【オフィスアワー・連絡先等】

・ 学生が担当教員に面会できる時間帯を明記する。

アドミッション・ポリシーの作成

- ◎ 「実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。」（専門職大学設置基準第3条第2項）とされていること、また、**専門高校卒業生の進路としても期待されることを踏まえた策定が望まれる。**
- ◎ 毎年度の入学者選抜については、文部科学省高等教育局長が毎年度が発出する大学入学者選抜実施要項に基づき適切に実施すること。

アドミッション・ポリシー

- ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、
 - ① 入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか
 - ② 入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方についてできる限り具体的に示す。
 - 必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示す。
- 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためのどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示す。

「設置基準に適合すること」についての誤解②

2 専任教員数に関する誤解

- × 設置基準の別表に定める人数以上の教員を確保さえすれば基準はクリアする
(例：工学関係で収容定員200-400人ならば専任教員は最低14人揃えれば良
い)
- 教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模等に応じ必要な専任教員を置く（大学設置基準第7条、専門職大学設置基準第31条）
(設置基準の必要専任教員数は最低基準であり、申請しようとする大学等の教育課程の運営に必要な専任教員数の配置が必要)
- **主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授に担当させる**（大学設置基準第10条、専門職大学設置基準第32条）
(集めた教授又は准教授で主要授業科目をカバーできないならば、教授等の追加が必須)

「設置基準に適合すること」についての誤解③

3 校舎等施設に関する誤解

- × 設置基準の別表に定める面積以上の校舎でさえあれば基準はクリアする。

 - **全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っている**
 - **備えるべき施設が整備されている**（研究室、図書館etc.）（大学設置基準第36条、専門職大学設置基準第45条）
 - その施設は、**適切な教育・研究活動が行えるだけのスペース・機能を確保した**ものとなっている
- 例：教員の研究や学生の研究・制作等が行える部屋となっているか、（共同研究室とする場合でも、十分な広さや機能（プライバシー保護の方策（個別面談室等）や機密情報の管理などを含む）が必要）。

図書館は教育研究上必要な資料を系統的に備え、教育研究を促進する環境が。

2. 専門職大学等の制度化の趣旨・背景

専門職大学等の制度化

経済社会の状況

- 産業構造の急激な転換（第四次産業革命、国際競争の激化）
- 就業構造の変化
- 少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少

高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等のニーズとのミスマッチ
- より積極的な社会貢献への期待と要請

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な実践力 **豊富なか** **実践力** **豊富なか** **創造力**
 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

変化に対応して、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

- 《例》【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
- 【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
- 【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度的に義務付けられた新たな高等教育機関を創設

新たな高等教育機関

専門職大学・専門職短期大学

大学・短大

- 幅広い教養や、学術研究の成果に基づく知識・理論とその応用の教育

豊かな創造力

大学体系への位置付け

高度な実践力

- 特定職種の実務に直接必要となる知識や技能の教育

専門学校

- ・ 新たな機関は、教養や理論に裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえ、大学体系に位置づけ、大学等と同等の評価を得られるようにする。
- ・ **既存の大学・短大の一部における「専門職学科」も制度化**

学校教育法の一部を改正する法律案 提案理由説明（抄）

第193回(平成29年)通常国会に提出

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されます。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠です。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものであります。

：

Society 5.0の到来

- 2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であるSociety 5.0の到来が予想されている。

新たな社会

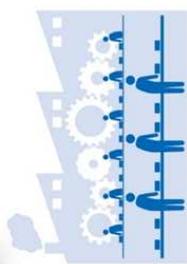
“Society 5.0”

Society 1.0 狩猟



1.0

2.0



Society 2.0 農耕

3.0

Society 3.0 工業

Society 4.0 情報

5.0

4.0

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）



【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

人工知能(AI)の発達により、10～20年後に消える仕事・残る仕事(予測)

- 人工知能(AI)の発達により、将来の就業構造は二極化する可能性が高く、我が国の産業界においても、労働内容を変革していく必要がある。

消える業務・低賃金業務

= 定型的業務・大量の知識の蓄積が必要な業務

- 電話販売員(テレマーカー)、物品の販売員、レストランやラウンジ、コーヒーショップの店員、レジ係
- 保険引き受け時の審査担当、保険金請求時の審査担当、自動車保険鑑定人クレジットアナリスト、クレジットカードの承認、調査を行う作業員、不動産登記の審査・調査、税務申告代行者、不動産ブローカー
- 銀行の窓口係、融資担当者、証券会社の一般事務員、簿記・会計・監査担当者
- コンピュータを使ったデータの収集・加工・分析、データ入力作業員、文書整理係
- 受注係、調達係、荷物の発送・受取・物流管理係、貨物取扱人、電話オペレーター、車両を使う配達員
- 図書館司書の補助委員、スポーツ審判員、モデル
- 手縫いの仕立屋、時計修理工、フィルム写真の現像技術者、映写技師 など

残る業務

= 企画立案・対人関係業務

- 整備・設備・修理の現場監督者、危険管理責任者
- 内科医・外科医、看護師、歯科技工士
- メンタルヘルス・医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、カウンセラー、聴覚訓練士、作業療法士、聖職者
- 消防・防災の現場監督者、警察・刑事の現場監督
- 宿泊施設の支配人、セールスエンジニア
- 心理学者、教師、保育士、栄養士、教育コーディネーター、職業カウンセラー
- 衣服のパターンナー、メークアップアーティスト
- 人事マネージャー、コンピューターシステムアナリスト
- 博物館・美術館の学芸員、運動競技の指導者、森林管理官 など

制度化の背景① 経済社会の状況

産業構造の急激な転換 (第四次産業革命、国際競争の激化)

職業の盛衰のサイクルの短期化、 予測の困難化

- ◆ 「2011年に米国の小学校に入学した子供達の65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くだろう」……ニューヨーク市のキャシー・デビッドソン教授が著作の中で予測
- ◆ 「米国における仕事の約47%が、今後10年から20年程度で自動化される可能性が高い」……ホクスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授らが論文で予測

就業構造等の変化

ジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小

- ◆ 今後の人材需要増が見込まれるのは、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者等（2010年から2030年における職種別増加数の推計値）
経済産業省委託「産業競争力強化に関するわが国の教育、人材育成システムの在り方に関する調査研究」平成25年度
- ◆ 第4次産業革命により従業者数が増加する部門は、情報サービス部門（情報サービス）、おもてなし型サービス部門（宿泊、飲食等）、その他部門（介護等）
経済産業省産業構造審議会「新産業構造ビジョン」（平成28年8月）
- ◆ 企業が支出する教育訓練費の労働費用に占める割合は低下 2.4%（S63） → 1.4%（H23）
労働省「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」

少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少

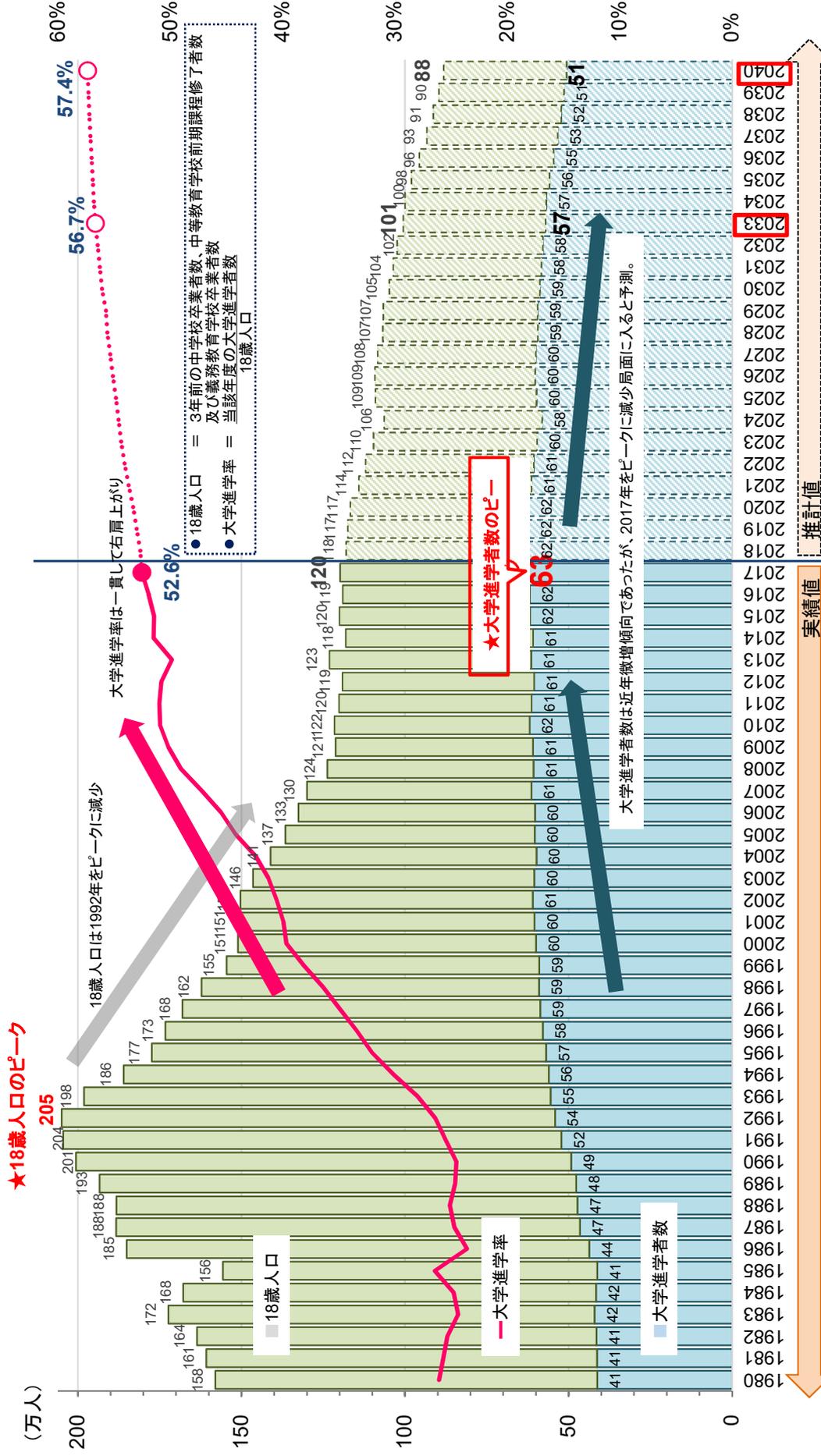
労働生産性向上に向けた要請

- ◆ 我が国の労働生産性（米国を100としたときの比較値）： 61.9（H4） → 59.8（H21）
経済産業省「通商白書2013年版」
- ◆ 生産年齢人口： 8,173万人（2010年） → 4,418万人（2060年）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年推計）」

大学進学率等の将来推計について

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会(第13回)資料2より

- 18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は一貫して上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される。



【出典】①18歳人口：①1980年～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2029年…文部科学省「学校基本統計」を元に推計、③2030～2034年…厚生労働省「人口動態統計」の出生数に生存率を乗じて推計、④2035～2040年については国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生・死亡中位)」を元に作成(2034年の都道府県比率で案分)
○大学進学率及び大学進学者数：①1980～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2040年…文部科学省による推計

制度化の背景② 高等教育をめぐる状況

高等教育進学率の上昇 (大学教育のユニバーサル化)

- ◆ 大学・短大への進学率 10.1% (S29) → 15.7% (S35) → 51.5% (H17) → 56.5% (H27)
- ◆ 専門学校等を含む高等教育機関への進学率 42.7% (S51) → 79.8% (H27)

※いずれも18歳人口に占める割合 文部科学省 学校基本調査

- ◆ 高校生が進学を希望する理由 (第1位) は、「将来の役に立つ専門的な知識・技術を習得したいから」 56.5% (H17) → 77.2% (H24) 文部科学省「キャリア教育・職業教育に関する総合的な実態調査第一次報告」(平成25年)

産業界等のニーズとのミスマッチ

- ◆ 単位認定を行う授業科目として実施されるインターンシップに参加経験がある学生の割合は低い
大学 2.6%、短期大学 4.4% (独)日本学生支援機構「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況に関する調査」
- ◆ 実社会との繋がりを意識した教育を重視する企業と大学の割合に乖離 (文系)
企業 41.7% ← 大学 29.9% 日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」(2004年)
- ◆ 企業が考える「最近の大学生に不足している能力」※当該能力が不足しているとする企業の割合
①創造力：68.3%、②産業技術への理解：66.4%、③コミュニケーション能力：58.1%

日本経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」(2011年)

- ◆ 大学入学者のうち25歳以上の割合：日本 1.9%、OECD平均 18.1% OECD「Stat Extracts」(2012年)

より積極的な社会貢献への期待と要請

- ◆ 大学は、課題解決に必要な知識、技術、スキル等を育成する中核機関として位置付けられ、企業も大学教育に積極的に関与していく責任がある。
- ◆ 企業が求める人材像と必要な資質能力 変化の激しい社会で、課題を見出し、チームで協力して解決する力 (課題設定力・解決力) (ほか 公益社団法人経済同友会「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」(2015年)

学生の資質やニーズの多様化 (大学の機能別分化の必要性)

実践的な教育へのニーズ、 社会人の学び直しニーズへの対応

変化の激しい社会に対応した人材、 成長分野を担う人材の育成

「専門職大学」とは

学校教育法第83条 **大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。**

同法第83条の2 **前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。**

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

③ 専門職大学には、**第87条第2項に規定する課程を置くことができない。**

修業年限6年の医学、歯学、薬学、獣医学

「専門職短期大学」「専門職学科」とは

学校教育法第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。
- ③ 前項の大学は、短期大学と称する。

- ④ 第2項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

大学設置基準第42条の4 大学の学部の学科（学校教育法第87条第2項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

短期大学設置基準第35条の4 短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

3. 専門職大学等の制度設計のポイント (既存の大学等との違い)

専門職大学等の教育の特色と養成する人材(イメージ)

既存の高等教育機関

教育の特色

養成する人材

A 専門学校「情報システム学科」

- ・職種に応じた実務の教育 (SE、ネットワーク技術者養成等)
- ・豊富な実習

即戦力として活躍できる人材

- I T 企業で、受注した製品の開発・制作に携わるエンジニア等

+

実践を裏打ちする理論の学修
関連他分野の学修
(統計、デザイン、経営等)

B 短期大学「介護福祉学科」

- ・資格取得のための教育 (介護福祉士養成)
- ・教養の教育

実務能力と一般教養を身に付けた人材

- 介護施設・事業所の職員として、ケアワークに携わる介護福祉士等

+

関連他分野の学修
(医療、IT、経営等)

C 大学「観光学部」

- ・観光に関する学問を中心とした教育 (観光学、経営学、地域科学等)
- ・幅広い教養の教育

総合的な知識と幅広い教養を身に付けた人材

※実務能力は就職後のOJTで修得

- 旅行業、運輸業、宿泊業、公務などで様々な職務に従事等

+

観光関連職種の実務に関する学修
豊富な実習 等

教育の特色

養成する人材

新たな高等教育機関

A 専門職大学
「情報クリエイション学部」

質の高い実践的な職業教育の実施を制度的に担保

- ☆ 産業界等との連携による教育課程の編成・実施
- ☆ 豊富な実習等(1/3以上)、長期の企業内実習 (4年制で600時間)、実務家教員の積極的任用 ← **専門学校教育の長所**
- ☆ 高度な実践力を裏付ける理論の学修 ← **大学教育の長所**
- ☆ 豊かな創造力の基盤となる関連他分野の学修(展開科目) 等

● 当該職種の専門技術・実務能力等を有した即戦力となる人材であり、
かつ、時代の変化を捉えて、新サービスの企画・開発など業務の変革を担える人材

例：ITの専門技術に加え、関連分野の知識・技術等を活用して、社会のニーズを捉えた新サービス等を提案・実装している人材

B 専門職短期大学
「介護健康福祉学科」

例：介護職としての専門性に加え、医療福祉分野の新技術(IoT、ロボットなど)等の関連知識を有し、新しい介護サービスの提供、事業化等を主導できる人材

C 大学「専門職学部」
「観光マネジメント専門職学部」

例：旅行、運輸、宿泊等観光業界の職種としての専門性に加え、マーケティング、経営等の関連知識を有し、新サービスの事業化や地域の観光ブランド化等を先導できる人材

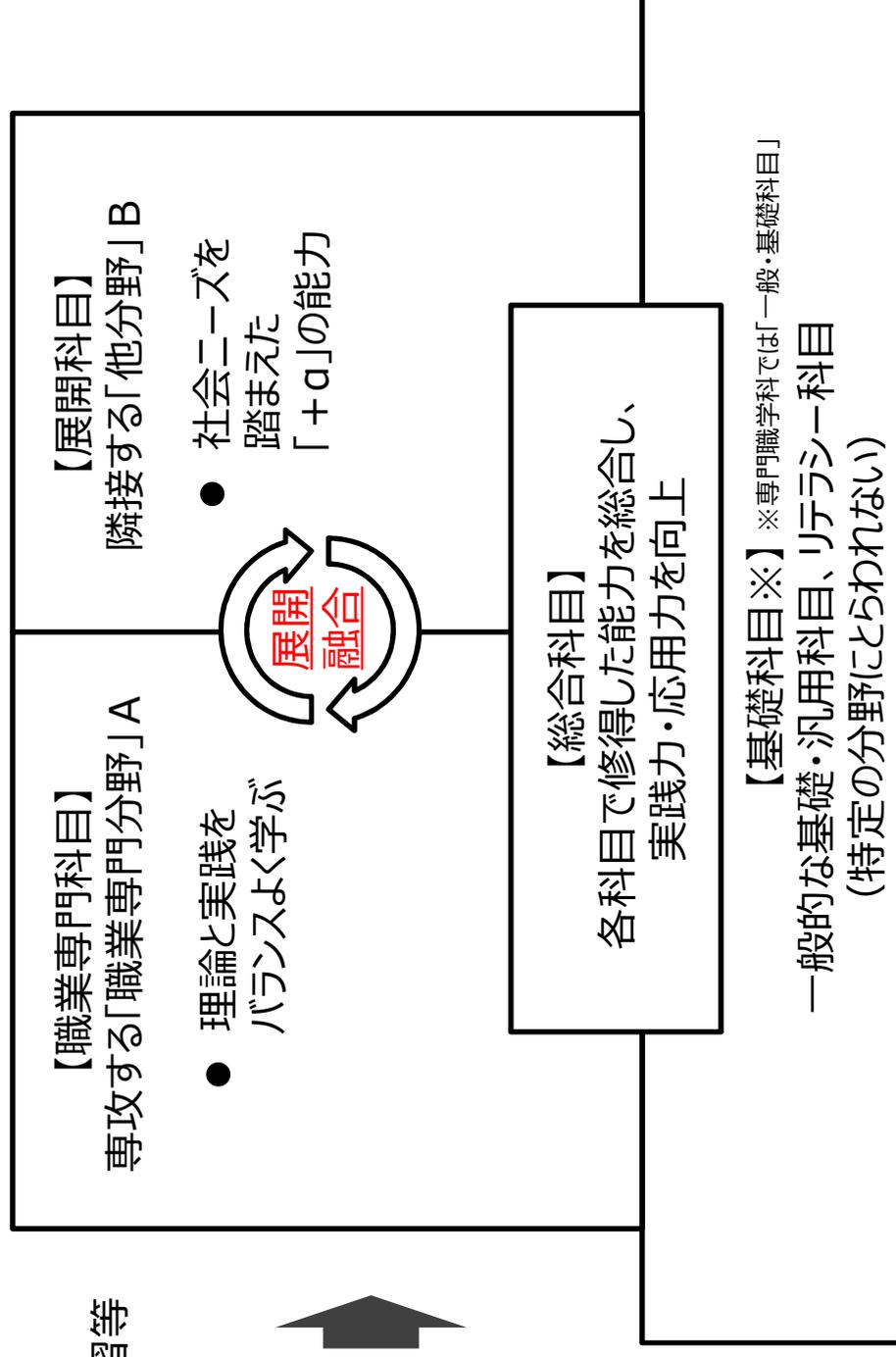
専門職大学等における教育のイメージ図

「**高度な実践力**」と「**豊かな創造力**」を併せ持つ専門職業人材を育成

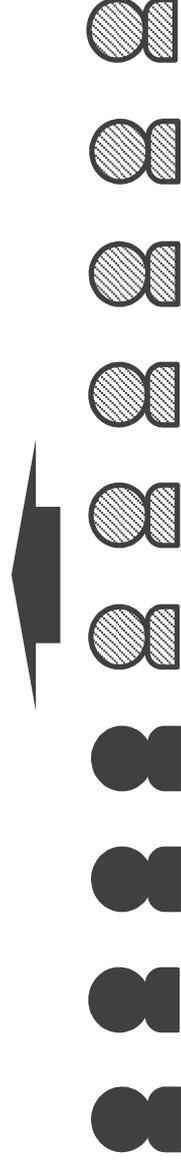
- 授業の1/3以上は実習等
- 超・長期の企業内実習



- 産業界や地域の意見を反映 (より実践的な教育課程に)



- 必要専任教員の4割以上は実務家教員 (最新の活きた知識・技術を教授)



専門職大学等の制度のポイント① 教育課程の編成方針

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

- ◎ **産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。**
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開 及び「職業倫理の涵養」に配慮。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「**教育課程連携協議会**」の設置を義務付け。

(教育課程連携協議会の構成)

- ① 学長が指名する**教員その他の職員**
- ② 当該専門職大学の**課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体(※)**のうち、広範囲の地域で活動するもの**の関係者**であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
(※) = 職能団体、事業者団体等
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の**地域の関係者**
- ④ **臨地実務実習その他の授業科目**の開設又は授業の実施**において**当該専門職大学と**協力する事業者**
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

教育課程の編成方針

専門職大学等の制度のポイント② 実践的な教育課程

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定
(※) 専門職学科では「一般・基礎科目」。

科目区分	内容	単位数 (4年制)	単位数 (2年制)
基礎科目 (※)	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
職業専門科目	専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目	60単位以上	30単位以上
展開科目	専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目	20単位以上	10単位以上
総合科目	修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目	4単位以上	2単位以上

- ◎ **実習等による授業科目の40単位以上**(2年制で20単位以上)の修得が**卒業要件**。かつ、**企業等での「臨地実務実習」をこのうち20単位以上**(2年制で10単位以上)含む。

※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能(4年制の場合5単位まで)
 ※ 講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって、一単位とする。

- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として**40人以下**。

専門職大学等の制度のポイント③ 教員 社会人が学びやすい仕組み

産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため、一般の大学の学部・学科にない次のような基準を設けている。

教員

- ◎ **必要専任教員数のおおむね4割以上は実務家教員**（専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者）とする。
- ◎ **必要専任実務家教員数の2分の1以上は、研究能力を併せ有する実務家教員**とする。
- ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

社会人が学びやすい仕組み

- ◎ **専門職大学(4年)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**
 - ・ 専門職短期大学の修業年限は2年又は3年
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る**実務の経験を通じ**、当該職業を担うための**実践的な能力を修得している場合**に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし**単位認定できる**仕組みを規定。〔4年制で30単位まで／2年制で15単位まで〕
- ◎ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該**実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算**できる(専門職大学・短大のみ)。
- ◎ 実務の経験を有する者その他の**入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化**。

専門職大学等の制度のポイント④ 学位 認証評価

所定の課程を修めた者に学位を授与。

専門職大学及び専門職短期大学には分野別の認証評価も義務付け。

◎ 学位の授与 課程修了者には、**学位を授与する**。

・専門職大学卒業……○○学士(専門職)

・専門職短期大学卒業、専門職大学前期課程修了……○○短期大学士(専門職)

・専門職学科卒業……学士(○○専門職)、短期大学士(○○専門職)

※ ○○には専攻分野名を付記 ※学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本。

学位

【目的】・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける

・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【種類】

① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価 (機関別認証評価) ……7年以内ごと

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

② 専門職大学・専門職短期大学の評価 (分野別認証評価) ……5年以内ごと

専門分野の特性に応じ、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

※ 各認証評価機関(文部科学大臣の認証を受けた第三者機関)が定める評価基準に従って実施。分野別認証評価については、認証評価機関が存在しない場合等の代替措置あり。

※ 認証評価のほか、大学の新設や新学部等の開設の場合、原則として、当該学部等が「完成年度」を迎えるまで、文部科学大臣の設置計画履行状況等調査 (通称：アフターケア(AC))の対象となる。

専門職大学等の審査結果について(H30.11.5)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

平成31年度開設予定の専門職大学等の設置審査結果について、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長からコメントが出された。

審査に当たっては、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置くといった特性も踏まえ、大学関係者のみならず、当該専攻分野に係る職能団体や産業界の有識者にも参画いただくとともに、専門職大学等の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を新たに設けた。

当該審査体制の下、各申請案件について、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、優れた専門技能等を持って新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が行える設置計画となっているかどうかを審査した。具体的には、専門職大学等で養成する人材像が専攻する職業分野における社会の変化や今後求められる能力を踏まえて設定されているか、それを実現する体系的な教育課程の編成、優れた実務家教員の積極的任用と長期の企業内実習(臨地実務実習)を含めた実習の強化、産業界と連携した教育課程の開発等が適切に行われているかなど、専門職大学等の制度の特色を踏まえた審査を行った。

専門職大学等の審査結果について(H30.11.5) (続き)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会コメント

今回諮問された多くの申請案件で、専門職大学の特色である実習の内容、評価基準、実施体制が十分検討されていない、優れた実務上の業績がない者が実務家の教授等として申請されている、実践的かつ創造的な専門職業人材の専門性の支えとなるべき理論の教育が不足しているなど大学教育としての内容・体系性が不十分、教育課程連携協議会の構成員が不適切、理論と実践を架橋する教育を行う機関として専門職大学等に求められる「実践の理論」を重視した研究を行う施設・設備が整備されていないなどの課題が見られ、教育課程や教員組織、施設・設備等の面で、専門職大学制度の特色を活用してその社会的使命を十分に果たす適切な設置計画としては認められないものが多くみられた。

さらには、実習の必要単位数や実務家教員について設置基準に定める要件を明らかに欠いている、申請に必要な書類が十分作成されていない、審査意見に対して適切に対応がなされないなどの状況も多くみられ、審査に支障を来すことも少なくなかった。

これらを踏まえると、多くの申請案件において、制度創設初年度であるものの、総じて準備不足で法人として大学設置に取り組む体制が不十分と感じられたところである。

臨地実務実習①

1 20単位を体系的に組み立てる

いつ、どこで、何を体験させ、身につけさせるか。

例えば…

- 各年次に臨地実務実習の科目を配当し、学修の進展に応じた段階的に高度な実習を実施して、学修内容の定着・発展を図る。
- 専攻する職業分野の複数の企業・職場に一定期間ずつ通い、当該職業分野の横断的な経験を積ませて、幅をもった専門性を養う。
- 複数年次にわたり1つの実習先企業に長期間継続的に通い、より高度な実習課題に取り組み、深い専門性を養う。
- 週の前半に講義や学内実習等を行い、週の後半に臨地実務実習を行うなど、座学と実践とを往還しながら、現場のニーズに即した能力を養う。
- 座学での学修が一定程度進展した段階で、国家資格試験等の受験資格を得るのに必要な臨地実習を集中的に行う。

 **専門学校等での実践的職業教育の実績を基礎に、より充実した(質の高い)臨地実務実習となるように検討する。**

臨地実務実習②

2 授業科目ごとに、設計する

- ・ 実習の目的(到達目標)
- ・ 実習の具体的内容
- ・ 実習を通して習得しようとする具体的な知識・技能
- ・ その修得状況の評価方法・評価基準
- ・ 事前・事後の指導計画
- ・ 実習先にかかわらず一定水準の実習を確保するための方策
- ・ 実習施設における実習指導者の配置(求める経験年数や資格などを含む) など

 **専門職大学等の授業科目としての質が確保されているか**
(実習先となる企業等によって内容や評価の物差しがバラバラにならないように)

3 適切な実習先を、さまざまな伝手を通して開拓する

- ※ 設置申請段階で、必要数以上の実習先を確保する必要。
- － 3・4年次の科目など何年も先の授業科目の実習先を、今から確保しないといけないの？との御質問もありませんが、申請時点で実習先が確保できない申請者が、数年後ならば確保できると判断することは困難。

教員審査（実務の業績）

実務家教員の「実務の業績」

- ◎ **実務家教員については、経過年数だけでなく、担当する授業科目の専攻分野において高度の実務の能力を有する者であるかどうか、具体的な実務の業績を示すことが必要。**
- ・ 「実務の業績」や、それに対する産業界等の評価として認められ得るもの（＝教員個人調査に記載するもの）の例
 - － 学会等での発表、執筆活動
 - － 企業等でのプロジェクトの企画・立案・運営（※教員候補者個人としての貢献を明記）
 - － 専門分野に係る資格
 - － 実務に係る講演会・研修会等の講師
 - － 現場の指導・監督的な役職
 - － 専攻分野に係る団体の役員、国・地方自治体等の会議の委員等の経験
 - － コンペティション・表彰等の受賞歴
 - － 表彰や資格の審査経験 など

※ **専門学校での教員歴そのものは、教育上の業績としても実務の業績としても取り扱われませんが、当該教員が、業界の実務者に対する指導等を行っている、実務者に広く用いられるテキスト等を執筆しているといった場合には、それらの業績が実務の業績として評価される。**

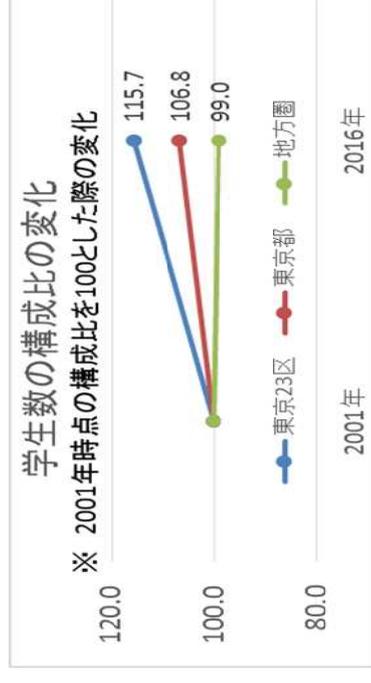
4. その他

特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

- **大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。**

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として
東京23区を政令で規定する予定



- 例外事項の具体例
 - ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
 - ・留学生や社会人の受入れ
 - ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
 - ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
 - ・**専門職大学等の設置(5年間の経過措置)**

※ 2024年度開設までの専門職大学等が対象
→新設の場合、2022年10月までに申請が必要

社会人の学び直し支援（専門実践教育訓練の講座指定）

- 専門職大学等の課程は、一定の要件を満たすものについて、**厚生労働大臣から「専門実践教育訓練」の指定を受けることができる。**
- 指定を受けた講座について、一定の要件を満たす方が入学した場合、受講費用の一部が**雇用保険の給付（専門実践教育訓練給付金）の対象となる。**

● 対象講座： 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程が今般追加された。

【指定基準】 ■ **就職・在職率80%** ■ **定員充足率60%**

（創設時には、**祖型**（※一定の条件を満たすもの）となる専門学校等の講座の実績を勘案）

■ **認証評価（機関別認証評価・分野別認証評価とも）適合相当** 等

● 申請時期：**年2回**、指定日の半年ほど前から1ヶ月程

（10月1日指定は4月頃～5月頃、4月1日指定は10月頃～11月頃の間）

● 申請先： 中央職業能力開発協会（平成29年度～平成31年度受託）

※ 講座指定を受けるための手続に関しては、中央職業能力開発協会まで、また、祖型となる実績等指定基準に関しては、厚生労働省（人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室）までお問い合わせください。

文部科学省ホームページでの情報公表

1 専門職大学等の制度について

文部科学省 専門職大学

で検索

関係法令・通知の条文・新旧対照表、通知文など

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm

[トップ](#) > [教育](#) > [大学・大学院](#), [専門教育](#) > [専門職大学](#)・[専門職短期大学](#) > [専門職大学等関係法令](#)

2 大学等の設置認可・学校法人の寄附行為変更等の認可について

文部科学省 大学設置認可

で検索

- ・ 認可申請手続、申請書類作成の手引、申請書類の様式、認可の基準など
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368921.htm
[トップ](#) > [教育](#) > [大学・大学院](#), [専門教育](#) > [大学の設置認可](#)・[届出制度](#)

3 大学等の設置認可申請書類、届出書類（先例）

文部科学省 大学設置室

で検索

- ・ 設置認可申請書類など

<http://www.dsecchi.mext.go.jp/index.html>

文部科学省ホームページでの情報公表（通知、手引等）

文部科学省 専門職大学

で検索

[トップ](#) > [教育](#) > [大学・大学院](#), [専門教育](#) > [専門職大学](#)・[専門職短期大学](#)

- 個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（平成28年5月30日 中央教育審議会答申）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1371833.htm
- 専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（平成29年9月21日 文部科学事務次官通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1396636.htm
- 大学設置基準および短期大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（平成30年1月26日 文部科学省高等教育局長通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1401368.htm
- 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引
- 専門職大学の設置認可申請に係る提出書類の作成の手引
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm
- 専門職大学等の臨地実務実習の手引き
(作成中)
- 専門職大学等の設置に関する説明会資料（平成30年11月21日）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/icsFiles/afifile/2018/11/16/1410421_001_1.pdf

個別相談

- ◎ 申請前の事務相談は、申請等を行うための条件ではありません。
- ◎ ご質問・ご相談したい内容により、担当課室が異なります。

1 専門職大学設置基準などの解釈……………専門教育課

教育課程連携協議会、展開科目、臨地実務実習、実務家教員など設置基準の内容について

担当部署：専門教育課専門職大学係

予約方法：電話にて随時受付 03-5253-4111 内線3128

2 大学設置認可制度やその手続……………高等教育企画課大学設置室

- ・ 大学等の設置・学則変更に関すること

担当部署：高等教育企画課大学設置室

予約方法：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi.htm で確認

3 学校法人の設立や寄附行為の認可・変更……………私学部私学行政課

担当部署：私学部私学行政課法人係

予約方法：来省希望日のおおむね2週間前から電話にて随時受付

4 看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則……………医学教育課

5. むすび

専門職大学等の審査結果について(H30.11.5) (続き)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長コメント

今般設置を可とする答申がなされた大学においては、専門職大学等の制度の創設によって期待される、社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材を養成するため、設置が認可された際には、設置認可はあくまで出発点であるとの認識のもと、設置計画を確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことを強く期待したい。

また、今後新たに設置を検討する申請者においては、大学を設置する社会的責任の重みを十分に自覚いただき、専門職大学等の制度趣旨を十分踏まえ、専門職大学等として相応しい教育課程、教員組織、教育研究環境を備え、既存の専門学校や大学とは異なる優れた専門職業人材を養成する特色ある大学としての設置計画を練り上げていただき、十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省に対しても、各申請者が専門職大学の制度趣旨を十分理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、専門職大学制度の周知・徹底をお願いしたい。

- 「養成する人材像」を考え抜く（仮説を立て、エビデンスを集める）。
- そこに到達するために必要な教育課程を組み立てる（三つのポリシー）。
- 設置認可されることが最終目標ではありません。目指すべきは、学生の能力を伸ばし、卒業生が社会で活躍することです。
- 実践的かつ創造的な人材を養成する大学が各地で開設されるよう支援してまいります。^{o48}

<Memo>